

## 第363回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和4年11月25日(金) 13時30分から14時05分まで
- 2 場 所 広島県庁北館3階第5委員会室(広島市中区基町10-52)
- 3 出席委員 真田委員, 杉山委員, 津山委員, 西尾委員, 細田委員
- 4 議 題

### (1) 審 議 (1件)

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
建築基準法第44条第1項第二号の規定による許可の同意について			
第1号議案	道路内に建築される公衆便所の新築	大竹市	同 意

### (2) 報告事項

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告(包括同意許可案件 2件)

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ

TEL (082) - 513-4183 (ダイヤルイン)

### 6 会議の内容(概略)

事務局 (事務局紹介)

事務局 (審査会の進行について説明)

議 長 それでは、これより審議に入ります。

ただ今の出席委員は5名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立します。

それでは第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (第1号議案について説明。)

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

委員 全く問題ないと思いますが、この度は高架部分を道路指定しており、建築物の敷地とは立体的に交錯していませんが、道路指定は上空から地下まで指定しているという概念なのでしょうか。

事務局 通常の都市計画決定ですと、立体都計という形で特別な指定をしない限りは、面的に捉えて、上から下まで指定されております。今回の場合は立体都計のような特別な指定はしておりませんので、道路下まで道路という考え方になりますので、あくまでも道路の区域内に建築しているということになります。

議長 特にはありませんか。  
質疑等もないようですので、第1号議案については原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。

議長 次に、報告案件に移りたいと思います。  
報告第1号としまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの2件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

## 7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 報告第1号